危機管理会議

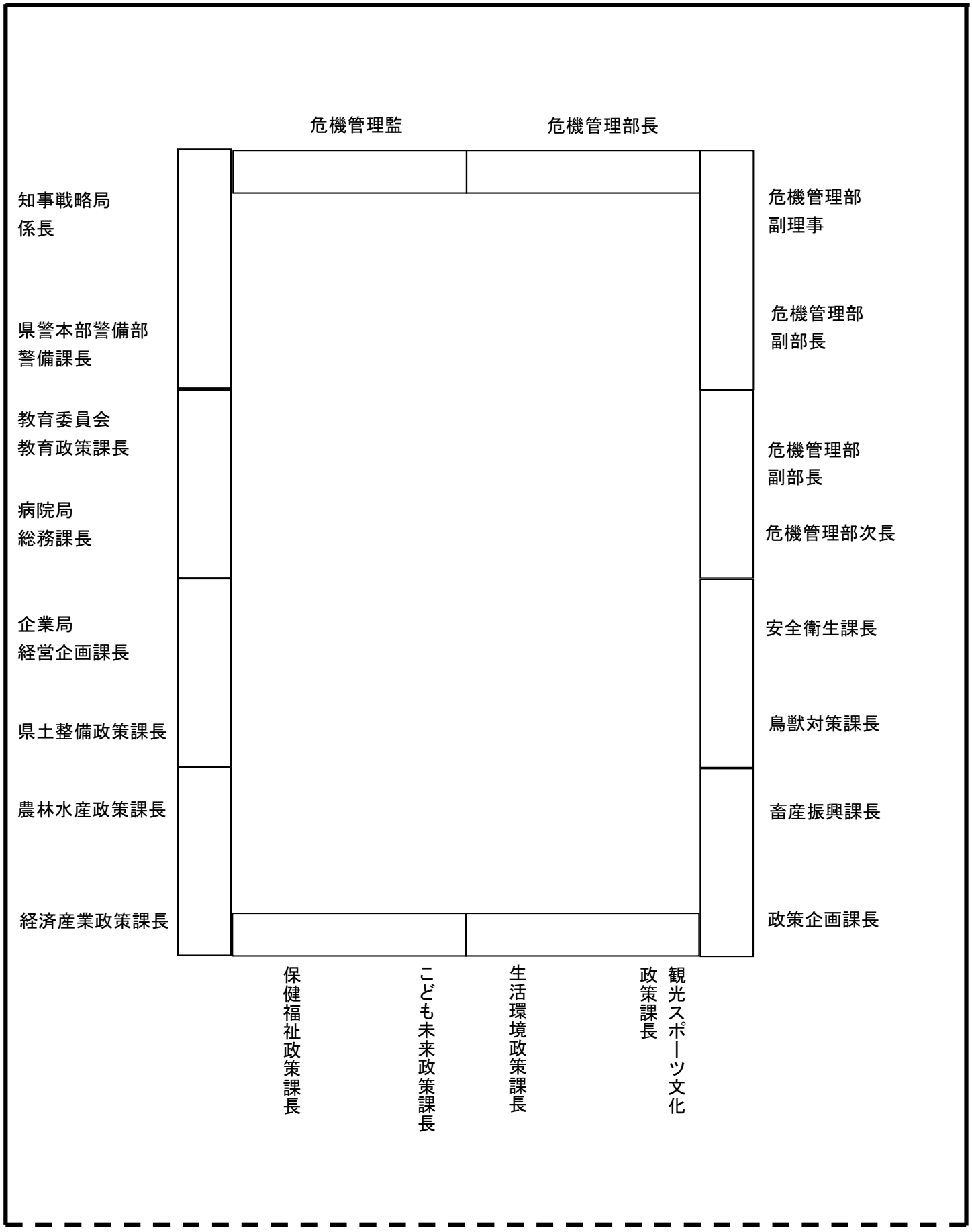
日時：令和８年１１月１２日（木）　午後１時から
場所：県庁４階　災害対策本部室

協議事項

〇京都府における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について
（今シーズン国内１例目）

危機管理会議　配席図

県庁4階 災害対策本部室



資料1

プレスリリース

京都府における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

令和8年11月12日
農林水産省

本日、京都府の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内1例目）されました。
これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。
当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。
現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1.農場の概要

所在地：京都府亀岡市
飼養状況：約20万羽（採卵鶏）

2.経緯

（1）令和8年11月11日（水曜日）、京都府は、府内亀岡市の農家から飼養家きんで異状がみられるとの通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。
（2）同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。
（3）11月12日（木曜日）8時30分、当該家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3.今後の対応方針

防疫対応に遺漏の無いよう、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施いたします。

（1）当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
（2）移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
（3）感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
（4）京都府との面会等により、京都府と緊密な連携を図る。
（5）必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
（6）感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要に応じ、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
（7）京都府の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、民間事業者の活用を促しつつ、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。

（8）「疫学調査チーム」を派遣。
（9）全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
（10）関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和8年11月12日（木曜日）8時30分
場所：農林水産省第1特別会議室
所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

5.その他

（1）我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。鳥インフルエンザについて | 食品安全委員会 - 食の安全、を科学する　(外部リンク)
（2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
（3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：防疫業務班
代表：03-3502-8111（内線4582）
ダイヤルイン：03-3502-8292

Copyright：Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

資料2

鳥インフルエンザに係る死亡野鳥についての相談窓口

午前8時30分から午後5時15分まで（夜間・土日祝祭日を除く）		電話番号
県	農林水産部鳥獣対策課　鳥獣管理担当	088-621-2262
	徳島農林事務所 林業振興担当	088-626-8582
	阿南農林事務所 林業振興担当	0884-24-4130
	美馬農林事務所 林業振興担当	0883-53-2291
市町村	徳島市　農林水産課	088-621-5252
	鳴門市　農林水産課	088-684-1154
	小松島市　農林水産課	0885-34-9292
	勝浦町　農業振興課	0885-42-1505
	上勝町　企画環境課	0885-46-0111
	佐那河内村 産業環境課	088-679-2115
	石井町 産業経済課	088-674-1118
	神山町 産業観光課	088-676-1118
	松茂町 産業環境課	088-699-8714
	藍住町 建設産業課	088-637-3120
	北島町 まちみらい課	088-698-9813
	板野町 産業課	088-672-5994
	上板町 産業課	088-694-6806
	吉野川市 農林業振興課	0883-22-2228
	阿波市 農業振興課	0883-36-8720
	阿南市 農林水産課	0884-22-1598
	那賀町 環境課	0884-62-1192
	美波町 産業振興課	0884-77-3617
	牟岐町 産業課	0884-72-3419
	海陽町 産業振興課	0884-73-4161
	美馬市　農林課	0883-52-5609
	つるぎ町　産業経済課	0883-62-3111
	三好市　農林政策課	0883-72-7617
	東みよし町　産業課	0883-79-5339

※土日祝祭日・夜間の連絡先(県庁衛視室)	088-621-2057

「鳥インフルエンザ」とくしまアラート　（養鶏関係者に対する注意喚起）

徳島県農林水産部

情報		感染観察 平常時	感染観察（強化） ステージⅠ	感染拡大注意報 ステージⅡ	感染拡大警報 ステージⅢ	特別警報 ステージⅣ
発動基準	野鳥	・通常時	・東日本地域で発生 ※東日本地域：北海道、東北、関東、北陸、東海	・西日本地域で発生 ※西日本地域：近畿（兵庫県、大阪府、和歌山県を除く）、中国四国（四国を除く）、九州、沖縄	・近隣府県で発生 ※近隣府県：香川県、愛媛県、高知県、兵庫県、大阪府、和歌山県	・県内で発生
	家きん	・海外で発生	―	・国内で発生（近隣府県を除く） ※近隣府県：香川県、愛媛県、高知県、兵庫県、大阪府、和歌山県	・近隣府県で発生 ※近隣府県：香川県、愛媛県、高知県、兵庫県、大阪府、和歌山県	・隣接地域で複数発生（制限区域設定期間内） ・県内で発生 ※隣接地域：香川県、愛媛県、高知県、淡路島
解除基準				発動基準となる野鳥監視重点区域及び移動制限区域の解除		
対応方針	国	・都道府県、養鶏関係者への情報提供	・都道府県、養鶏関係者への情報提供 ・都道府県に対して、防疫対策の徹底通知	・都道府県、養鶏関係者への情報提供 ・都道府県に対して、防疫対策の再徹底通知 ・都道府県に対して、緊急消毒依頼（家伝費措置）	・「ステージⅡ」と同対応	・野鳥監視重点区域の指定 ・その他は「ステージⅡ」と同対応
	県	・飼養衛生管理の巡回指導 （リスク分析に基づく巡回指導） ・養鶏関係者への情報提供 （海外発生状況など） ・死亡羽数の報告徴求 （法第52条第1項） ※ 月1回 ・死亡野鳥の検査	・飼養衛生管理の巡回指導強化 （高リスク養鶏場の重点指導） ・消毒要請（消石灰散布） ・渡り鳥の飛来状況の調査 （環境省の対応技術マニュアル） ・その他は「感染観察」と同対応	・石灰消毒強化（3週間に1回以上）要請 ・消毒命令（法第9条）と消石灰配布 （家きん国内初発時対応） ・その他は「ステージⅠ」と同対応	・石灰消毒強化（2週間に1回以上）要請 ・死亡羽数の報告徴求 （法第52条第1項） ※ 制限区域内農場：毎日 その他：週1回 ・その他は「ステージⅡ」と同対応	・石灰消毒強化（1週間に1回以上）要請 ・消石灰再配布の検討 ・野鳥の大量死や異常の有無の調査 （環境省の対応技術マニュアル） ・その他は「ステージⅢ」と同対応
	養鶏農家	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策 ・農場内外の除草、石灰消毒（定期） ・殺鼠剤散布（定期） ・県に対し死亡羽数を報告 ※ 月1回 ・鶏舎、防鳥ネットなど施設の点検	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策強化 ・部外者の立入制限 ・その他は「感染観察」と同対応	・石灰消毒強化（3週間に1回以上） ・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策強化（特に重点7項目） ・その他は「ステージⅠ」と同対応	・石灰消毒強化（2週間に1回以上） ・県に対し死亡羽数を報告 ※ 制限区域内農場：毎日 その他：週1回 ・その他は「ステージⅡ」と同対応	・石灰消毒強化（1週間に1回以上） ・本県家きん発生時は、法に基づく防疫措置 ・その他は「ステージⅢ」と同対応

※ 法に基づく対応内容は、発生状況に応じて決定する。
※ 地方区域は、地方農政局・農政事務所の管轄に準じる。
※ 法とは家畜伝染病予防法を指す。

資料3

資料4

令和８年１１月１２日
安全衛生課

京都府亀岡市における高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認について

１ 食鳥肉の安全確保

① 県内食鳥処理場への搬入状況
⇒当該養鶏場からの搬入なし

② 食鳥処理場への指導
食肉衛生検査所から次の事項について指導
・搬入農家の確認の徹底
・消毒などの鳥インフルエンザ対策の徹底
・異常鶏が確認された場合の早期通報の徹底

③ 食鳥検査センターへの確認・指示事項
これまで県内食鳥処理場において、疑いのある異常鶏は確認されていないが、次の事項について、徹底を指示
・出荷状況報告書※及び生鳥検査等の確認の徹底
・異常鶏についての簡易検査の徹底

※出荷状況報告書
食鳥検査申請書に添付することと定めている、
飼養者名、住所、出荷羽数、出荷時死亡羽数等を記載した書類

２ 愛玩鳥への対策
動物愛護管理センターを中心とし、次の対応を実施
・動物園、動物取扱事業者への注意喚起
・ホームページへの掲載による飼育者等への啓発

３ その他
県ホームページ等で食鳥肉・卵の安全性について啓発